

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	南中畑地区 (根宿、原宿、本村、平鉢、松倉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	188.6	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	148.1	ha
② 田の面積	56.3	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	91.8	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計		ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計		ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		ha
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。

農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の集積・効率化を図る。

地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地が分散し、効率的な耕作が難しい状況である。

高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しており、農地の維持が困難となっている。

農地を現状維持するためには、担い手への農地集約化が重要である。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	79	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	----	---	-------------	----	---

担い手への農地集約化と効率化を推進することが重要。
圃場整備を行い、分散した農地を集約し、作業効率を向上させることが喫緊の課題である。
耕作放棄地を防止し、農地の適正利用を図ることが地域農業の持続可能性を確保する。

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地域農業者、関係機関が一体となり、農地集積・集団化の方針について話し合いを行う協議体制を強化することが求められる。

地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

必要に応じて検討していく

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく
後継者の確保、育成に努める
県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する

作業効率化を図るため、防除作業を委託する

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

- ・法人化により経営の安定性を高め、若い世代や新規就農者が参入しやすい環境を整える。

[illegible]

			ha	ha		ha	ha		
--	--	--	----	----	--	----	----	--	--

計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha	
---	------	--	------	------	--	------	------	--

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	利用者	A	複合経営	0.95 ha	ha	複合経営	0.95 ha	ha	A	
2	利用者	B	複合経営	0.75 ha	ha	複合経営	0.75 ha	ha	B	
3	利用者	C	水稻	1.8 ha	ha	水稻	1.8 ha	ha	C	
4	利用者	D	複合経営	0.05 ha	ha	複合経営	0.05 ha	ha	D	
5	利用者	E	複合経営	0.07 ha	ha	複合経営	0.07 ha	ha	E	
6	利用者	F	複合経営	0.22 ha	ha	複合経営	0.22 ha	ha	F	
7	利用者	G	複合経営	0.15 ha	ha	複合経営	0.15 ha	ha	G	
8	利用者	H	複合経営	0.79 ha	ha	複合経営	0.79 ha	ha	H	
9	利用者	I	複合経営	0.18 ha	ha	複合経営	0.18 ha	ha	I	
10	認農	J	複合経営	0.42 ha	ha	複合経営	0.42 ha	ha	J	
11	利用者	K	水稻	1.88 ha	ha	水稻	1.88 ha	ha	K	
12	利用者	L	複合経営	0.88 ha	ha	複合経営	0.88 ha	ha	L	
13	利用者	M	水稻	0.19 ha	ha	水稻	0.19 ha	ha	M	
14	利用者	N	複合経営	0.42 ha	ha	複合経営	0.42 ha	ha	N	
15	利用者	O	複合経営	0.44 ha	ha	複合経営	0.44 ha	ha	O	
16	認農	P	複合経営	0.71 ha	ha	複合経営	0.71 ha	ha	P	
17	認農	Q	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	Q	
18	利用者	R	複合経営	0.47 ha	ha	複合経営	0.47 ha	ha	R	
19	利用者	S	複合経営	0.45 ha	ha	複合経営	0.45 ha	ha	S	
20	利用者	T	複合経営	0.37 ha	ha	複合経営	0.37 ha	ha	T	
21	利用者	U	複合経営	0.82 ha	ha	複合経営	0.82 ha	ha	U	
22	利用者	V	複合経営	0.19 ha	ha	複合経営	0.19 ha	ha	V	
23	利用者	W	水稻	0.02 ha	ha	水稻	0.02 ha	ha	W	
24	利用者	X	複合経営	2.43 ha	ha	複合経営	2.43 ha	ha	X	
25	利用者	Y	複合経営	1.32 ha	ha	複合経営	1.32 ha	ha	Y	
26	利用者	Z	複合経営	0.37 ha	ha	複合経営	0.37 ha	ha	Z	
27	利用者	AA	複合経営	0.89 ha	ha	複合経営	0.89 ha	ha	AA	
28	利用者	AB	複合経営	1.33 ha	ha	複合経営	1.33 ha	ha	AB	
29	認農	AC	複合経営	0.9 ha	ha	複合経営	0.9 ha	ha	AC	
30	利用者	AD	複合経営	0.48 ha	ha	複合経営	0.48 ha	ha	AD	
31	利用者	AE	水稻	1.51 ha	ha	水稻	1.51 ha	ha	AE	
32	利用者	AF	複合経営	0.22 ha	ha	複合経営	0.22 ha	ha	AF	
33	利用者	AG	複合経営	2.26 ha	ha	複合経営	2.26 ha	ha	AG	
34	利用者	AH	複合経営	1.69 ha	ha	複合経営	1.69 ha	ha	AH	
35	利用者	AI	複合経営	1.16 ha	ha	複合経営	1.16 ha	ha	AI	
36	利用者	AJ	複合経営	1.65 ha	ha	複合経営	1.65 ha	ha	AJ	
37	利用者	AK	複合経営	1.31 ha	ha	複合経営	1.31 ha	ha	AK	
38	利用者	AL	複合経営	1.94 ha	ha	複合経営	1.94 ha	ha	AL	
39	利用者	AM	複合経営	1.28 ha	ha	複合経営	1.28 ha	ha	AM	
40	利用者	AN	複合経営	0.36 ha	ha	複合経営	0.36 ha	ha	AN	
41	利用者	AO	複合経営	0.36 ha	ha	複合経営	0.36 ha	ha	AO	
42	認農	AP	水稻	0.68 ha	ha	水稻	0.68 ha	ha	AP	
43	利用者	AQ	複合経営	3.51 ha	ha	複合経営	3.51 ha	ha	AQ	
44	認農	AR	複合経営	1.15 ha	ha	複合経営	1.15 ha	ha	AR	
45	利用者	AS	複合経営	0.6 ha	ha	複合経営	0.6 ha	ha	AS	
46	認農	AT	複合経営	1.34 ha	ha	複合経営	1.34 ha	ha	AT	
47	利用者	AU	複合経営	1.98 ha	ha	複合経営	1.98 ha	ha	AU	
48	認農	AV	複合経営	1.11 ha	ha	複合経営	1.11 ha	ha	AV	
49	認農	AW	複合経営	5.92 ha	ha	複合経営	5.92 ha	ha	AW	
50	認農	AX	複合経営	1.37 ha	ha	複合経営	1.37 ha	ha	AX	
51	利用者	AY	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	AY	
52	利用者	AZ	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	AZ	
53	利用者	AAA	水稻	1.15 ha	ha	水稻	1.15 ha	ha	AAA	
54	利用者	AAB	複合経営	0.93 ha	ha	複合経営	0.93 ha	ha	AAB	
55	利用者	AAC	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	AAC	
56	利用者	AAD	複合経営	2.29 ha	ha	複合経営	2.29 ha	ha	AAD	
57	利用者	AAE	複合経営	3.79 ha	ha	複合経営	3.79 ha	ha	AAE	
58	利用者	AAF	複合経営	2.23 ha	ha	複合経営	2.23 ha	ha	AAF	
59	認農	AAG	複合経営	0.23 ha	ha	複合経営	0.23 ha	ha	AAG	
60	利用者	AAH	複合経営	0.09 ha	ha	複合経営	0.09 ha	ha	AAH	
61	利用者	AAI	複合経営	1.16 ha	ha	複合経営	1.16 ha	ha	AAI	
62	利用者	AAK	複合経営	0.09 ha	ha	複合経営	0.09 ha	ha	AAK	
63	利用者	AAL	複合経営	0.17 ha	ha	複合経営	0.17 ha	ha	AAL	
64	利用者	AAL	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	AAL	
65	利用者	AAM	水稻	0.48 ha	ha	水稻	0.48 ha	ha	AAM	
66	利用者	AAN	水稻	0.28 ha	ha	水稻	0.28 ha	ha	AAN	
67	利用者	AAO	水稻	0.26 ha	ha	水稻	0.26 ha	ha	AAO	
68	利用者	AAP	水稻	0.38 ha	ha	水稻	0.38 ha	ha	AAP	
69	利用者	AAQ	複合経営	2.1 ha	ha	複合経営	2.1 ha	ha	AAQ	

70	利用者	AAR	複合経営	0.91	ha	ha	複合経営	0.91	ha	ha	AAR	
71	利用者	AAS	水稻	0.26	ha	ha	水稻	0.26	ha	ha	AAS	
72	利用者	AAT	複合経営	3.46	ha	ha	複合経営	3.46	ha	ha	AAT	
73	認農	AAU	複合経営	4.59	ha	ha	複合経営	4.59	ha	ha	AAU	
74	利用者	AAV	複合経営	0.55	ha	ha	複合経営	0.55	ha	ha	AAV	
75	利用者	AAW	複合経営	2.7	ha	ha	複合経営	2.7	ha	ha	AAW	
76	利用者	AAX	複合経営	0.31	ha	ha	複合経営	0.31	ha	ha	AAX	
77	利用者	AAY	複合経営	0.36	ha	ha	複合経営	0.36	ha	ha	AAY	
78	利用者	AAZ	複合経営	0.28	ha	ha	複合経営	0.28	ha	ha	AAZ	
79	利用者	AAAA	複合経営	1.26	ha	ha	複合経営	1.26	ha	ha	AAAA	
80	利用者	AAAB	複合経営	0.15	ha	ha	複合経営	0.15	ha	ha	AAAB	
81	利用者	AAAC	複合経営	1.7	ha	ha	複合経営	1.7	ha	ha	AAAC	
82	利用者	AAAD	複合経営	0.6	ha	ha	複合経営	0.6	ha	ha	AAAD	
83	利用者	AAAE	複合経営	9.69	ha	ha	複合経営	9.69	ha	ha	AAAE	
84	利用者	AAAF	畑作	0.34	ha	ha	畑作	0.34	ha	ha	AAAF	
85	利用者	AAAG	複合経営	1.01	ha	ha	複合経営	1.01	ha	ha	AAAG	
86	利用者	AAAH	複合経営	4.89	ha	ha	複合経営	4.89	ha	ha	AAAH	
87	利用者	AAAI	複合経営	0.53	ha	ha	複合経営	0.53	ha	ha	AAAI	
88	利用者	AAAJ	複合経営	1.14	ha	ha	複合経営	1.14	ha	ha	AAAJ	
89	利用者	AAAK	水稻	0.6	ha	ha	水稻	0.6	ha	ha	AAAK	
90	利用者	AAAL	複合経営	0.59	ha	ha	複合経営	0.59	ha	ha	AAAL	
91	利用者	AAAM	複合経営	0.55	ha	ha	複合経営	0.55	ha	ha	AAAM	
92	利用者	AAAN	畑作	0.79	ha	ha	畑作	0.79	ha	ha	AAAN	
93	認農	AAAO	複合経営	0.96	ha	ha	複合経営	0.96	ha	ha	AAAO	
94	利用者	AAAP	複合経営	2.27	ha	ha	複合経営	2.27	ha	ha	AAAP	
95	利用者	AAAQ	複合経営	1.33	ha	ha	複合経営	1.33	ha	ha	AAAQ	
96	利用者	AAAR	複合経営	0.54	ha	ha	複合経営	0.54	ha	ha	AAAR	
97	利用者	AAAS	複合経営	2.88	ha	ha	複合経営	2.88	ha	ha	AAAS	
98	認農	AAAT	複合経営	2.5	ha	ha	複合経営	2.5	ha	ha	AAAT	
99	利用者	AAAU	水稻	0.4	ha	ha	水稻	0.4	ha	ha	AAAU	
100	利用者	AAAV	水稻	0.46	ha	ha	水稻	0.46	ha	ha	AAAV	
101	利用者	AAAW	水稻	0.42	ha	ha	水稻	0.42	ha	ha	AAAW	
102	利用者	AAAX	水稻	0.49	ha	ha	水稻	0.49	ha	ha	AAAX	
103	利用者	AAAY	複合経営	3.03	ha	ha	複合経営	3.03	ha	ha	AAAY	
104	認農	AAAZ	複合経営	0.34	ha	ha	複合経営	0.34	ha	ha	AAAZ	
105	利用者	AAAA	複合経営	0.5	ha	ha	複合経営	0.5	ha	ha	AAAA	
106	利用者	AAAAB	複合経営	0.09	ha	ha	複合経営	0.09	ha	ha	AAAAB	
107	認農	AAAAC	水稻	1.84	ha	ha	水稻	1.84	ha	ha	AAAAC	
108	利用者	AAAAD	複合経営	0.59	ha	ha	複合経営	0.59	ha	ha	AAAAD	
109	利用者	AAAAE	水稻	0.8	ha	ha	水稻	0.8	ha	ha	AAAAE	
110	利用者	AAAAF	複合経営	1.86	ha	ha	複合経営	1.86	ha	ha	AAAAF	
111	利用者	AAAAG	水稻	0.65	ha	ha	水稻	0.65	ha	ha	AAAAG	
112	認農	AAAAH	複合経営	1.27	ha	ha	複合経営	1.27	ha	ha	AAAAH	
113	利用者	AAAAI	複合経営	0.33	ha	ha	複合経営	0.33	ha	ha	AAAAI	
114	利用者	AAAAJ	複合経営	0.29	ha	ha	複合経営	0.29	ha	ha	AAAAJ	
115	利用者	AAAAK	複合経営	0.14	ha	ha	複合経営	0.14	ha	ha	AAAAK	
116	利用者	AAAAL	複合経営	1.55	ha	ha	複合経営	1.55	ha	ha	AAAAL	
117	利用者	AAAAM	複合経営	0.06	ha	ha	複合経営	0.06	ha	ha	AAAAM	
118	利用者	AAAAN	複合経営	0.21	ha	ha	複合経営	0.21	ha	ha	AAAAN	
119	利用者	AAAAO	複合経営	0.08	ha	ha	複合経営	0.08	ha	ha	AAAAO	
120	利用者	AAAAP	複合経営	0.07	ha	ha	複合経営	0.07	ha	ha	AAAAP	
121	利用者	AAAAQ	複合経営	0.06	ha	ha	複合経営	0.06	ha	ha	AAAAQ	
122	利用者	AAAAR	複合経営	2.1	ha	ha	複合経営	2.1	ha	ha	AAAAR	
123	利用者	AAAAS	複合経営	0.76	ha	ha	複合経営	0.76	ha	ha	AAAAS	
124	利用者	AAAAT	複合経営	1.41	ha	ha	複合経営	1.41	ha	ha	AAAAT	
125	利用者	AAAAU	複合経営	3.82	ha	ha	複合経営	3.82	ha	ha	AAAAU	
126	利用者	AAAAV	複合経営	0.1	ha	ha	複合経営	0.1	ha	ha	AAAAV	
127	利用者	AAAAW	複合経営	0.19	ha	ha	複合経営	0.19	ha	ha	AAAAW	
128	利用者	AAAAX	水稻	0.28	ha	ha	水稻	0.28	ha	ha	AAAAX	
129	利用者	AAAAY	複合経営	0.45	ha	ha	複合経営	0.45	ha	ha	AAAAY	
130	利用者	AAAAZ	複合経営	1.49	ha	ha	複合経営	1.49	ha	ha	AAAAZ	
131	認農	AAAAAA	水稻	0.42	ha	ha	水稻	0.42	ha	ha	AAAAAA	
132	認農	AAAAAB	複合経営	2.79	ha	ha	複合経営	2.79	ha	ha	AAAAAB	
133	利用者	AAAAAC	複合経営	0.63	ha	ha	複合経営	0.63	ha	ha	AAAAAC	
134	利用者	AAAAAD	複合経営	0.36	ha	ha	複合経営	0.36	ha	ha	AAAAAD	
135	利用者	AAAAAE	複合経営	0.24	ha	ha	複合経営	0.24	ha	ha	AAAAAE	
136	利用者	AAAAAF	水稻	0.8	ha	ha	水稻	0.8	ha	ha	AAAAAF	
137	利用者	AAAAAG	複合経営	1.26	ha	ha	複合経営	1.26	ha	ha	AAAAAG	
138	利用者	AAAAAH	複合経営	0.53	ha	ha	複合経営	0.53	ha	ha	AAAAAH	
139	利用者	AAAAAI	複合経営	0.25	ha	ha	複合経営	0.25	ha	ha	AAAAAI	
140	利用者	AAAAAJ	複合経営	0.87	ha	ha	複合経営	0.87	ha	ha	AAAAAJ	
141	利用者	AAAAAK	複合経営	0.33	ha	ha	複合経営	0.33	ha	ha	AAAAAK	
142	認農	AAAAAL	複合経営	10.31	ha	ha	複合経営	10.31	ha	ha	AAAAAL	
			合計	148.1	ha	ha			ha	ha		

(別記 1－4 様式)

原宿活動組織 地域資源保全管理構想
(平成 30 年 11 月作成)

組織名称：原宿活動組織

代表者氏名：高久美秋 印

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

別添 「追加活動申請書」および
「様式 1-3 号 I の 2 の農用地面積および添付図面」のとおり

(2) 用排水路、農道、ため池

別添 「様式 1-3 号 I の 2 の農業用施設および添付図面」のとおり

(3) その他施設

畑灌パイプライン 1.8 km

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地

別添 様式 1-3 号 III の 1 の①および 2 の (1) の①のとおり

(2) 用排水路、農道、ため池

上記 (1) と同様

(3) その他施設

パイプライン 毎年 4 月と 11 月に点検を行う

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

①組織の構成員

別添 「規約 参加同意書 (構成員一覧表)」のとおり

②意思決定方法

毎年、3 月に役員会で活動案を作成し、3 月の総会で了解を得る。

(2) 構成員の役割分担 (該当するところにレ印を入れてください。複数のレ印も可です。)

① 農用地

☐ 集落営農組織

☒ 担い手農家

☒ 土地持ち非農家

☐ 自作小規模農家

☒ 非農家

☐ その他 ()

② 用排水路、農道、ため池

☐ 集落営農組織

- ☒担い手農家
- ☒土地持ち非農家
- ☐自作小規模農家
- ☒非農家
- ☐その他 ()

③ その他施設（該当がなければ削除してください。）

- a U字溝
- ☐集落営農組織
 - ☒担い手農家
 - ☒土地持ち非農家
 - ☐自作小規模農家
 - ☒非農家
 - ☐その他 ()

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保（該当するところにレ印を入れてください。）

☐人・農地プランは作成済みである

別添「人・農地プラン」のとおり

☒人・農地プランは未作成である

今後の方向性が定まっていないため、人・農地プランを作成するまでの段階になっていないが危機感は充分認識しており、これから話し合っ同プランを作っていくことで検討している。

(2) 農地の利用集積（該当するところにレ印を入れてください。）

①現状

- ☒担い手に集積ができている。
- ☐担い手に概ね〇〇%（具体的な数値を入れてください）ほど集積しており、今後
も集積率が向上するよう話し合いを進める。
- ☐担い手に集積するために具体的な話し合いを進めているところである。
- ☐集積は全く進んでいない。
- ☐その他 ()

②目標

- ☒担い手に集積ができているおり、今後も持続できるよう努めていく。
- ☐担い手に概ね〇〇%（具体的な数値を入れてください）の集積を目標に話し合い
を進める。
- ☐今後、具体的な話合いの場を〇ヶ月以内（具体的な数値を入れてください）に設ける
ことができるよう努力していく。
- ☐その他 ()

5. 適切な施設（用排水路、農道、ため池）の保全管理に向けて取り組む活動・方策

保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

保全管理の省力化のために機械化進め、暗渠排水やU字溝整備や保全活動を図り農用地の条件を向上することで、地域の農業生産体制を整備強化し、役割分担により、保全管理体制の強化を図る。

本村活動地域資源保全管理構想 (令和6年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	1,869	a
畑		a
草地		a
計)	1,869	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	3.60	km	
b) パイプライン		km	
附帯施設(大型集水枡、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	0.90	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池	1.0	箇所	

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	2	回	(4月、3月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(9月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	3	回	(4月、7月、9月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路	毎年	3	回	(4月、7月、9月)
・水路の草刈り	毎年	1	回	(4月)
・水路の泥上げ	毎年		回	(〇月)
・施設の適正管理（かんがい期前の注油等）	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象時の見回り	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
・応急措置				
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				
2) 農道	毎年	2	回	(5月、7月)
・路肩、法面の草刈り	毎年	1	回	(4月)
・側溝の泥上げ	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・施設の適正管理（農道の路面維持）	洪水、台風、地震等の発生後			
・異常気象時の見回り	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
・応急措置				
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り（堤体。管理用道路等）	毎年	1	回	（6月）
・ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定			
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）				

(3) その他施設について行う活動

ア) 泉川取水堰(配水操作)	
毎年4月に取水堰の可動、調整等を行う。	

イ) ため池取水口の調整等（教池）

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
 - ・組織の意思決定は総会により行う。
 - ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 （ 以 外 ）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （ ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	■		
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■			
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・配水操作（泉川取水堰の可動、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■			
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■				
・ため池の泥上げ	■	■			
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）	■				
・配水操作（教池取水口の操作、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				

・ 応急措置		■	■				
③その他施設について行う活動							
・ 鳥獣害防護柵の適正管理							
・ 防風林の枝払い							
・ 暴風ネットの適正管理							
・ その他（地域内農業用特定施設）							

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（1）担い手農家の育成・確保

また、「人・農地プラン」は策定しておらず、用途地域にも隣接介在しており、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内の認定農業者や隣接介在する農用地の大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と関係する担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

（2）農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の維持、補修を図り、営農の継続や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

長峰農地維持組合地域資源保全管理構想 (平成31年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	6,842	a	(うち暗渠排水44.2ha)
畑	369	a	
草地		a	
計)	7,211		

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	14.30	km	(幹線・支線排水路)
b) パイプライン	14.06	km	(幹線・支線用水路)
附帯施設(大型集水枡、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	10.60	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池	2.0	箇所	

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	3	回	(5月、7月、9月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	5	回	(5月から9月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路			
・水路の草刈り	毎年	3	回 (5月、6月、7月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回 (2月)
・施設の適正管理 (かんがい期前の注油等)	毎年		回 配水操作 (5月から8月)
・異常気象時の見回り			洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置			点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)			

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	3	回	(6月、7月、8月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(2月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り(堤体、管理用道路等)	毎年	3	回	(6月、7月、8月)
・ため池の泥上げ				点検結果応じて実施時期を決定
・ため池附帯施設の保守管理				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 （ 担 手 以 外 ）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （ ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■				
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■		
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・配水操作（パイプラインの開閉操作、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■	■		■	
・ため池の泥上げ	■				
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				

③その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・暴風ネットの適正管理					
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

当該地域は、経営体育成基盤整備事業により整備された圃場（50a区画整理）で、既に人・農地プランが策定されている。

別添「人・農地プラン」のとおり

（２）農地の利用集積

経営体育成基盤整備事業の実施後、地域内の担い手（11戸）に概ね36%ほど集積しており、今後もその集積率の向上に向けた話し合いを進める。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修・更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)	更新年月(4回目)
矢吹町	長峰地区	平成26年9月	平成27年12月	平成29年1月	平成30年3月	平成31年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成30年度〕		計画 〔平成35年度〕		農地中間 管理機構 からの借入 希望の有 無	新規就農・ 6次産業化・ 言付加価値化・ 複合化・ 取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			青年就 農給付 金(開 始型)	スー パー 資金 金(開 始型)	経営体 育成支 援事業	その他 ()	
認農	柏村 誠 栄 幸子	46 72 69	3	有	水稲 野菜 大豆	4.5 0.4 2.0	水稲 野菜 大豆	4.5 0.4 2.0	○			○			
認農	小磯 友和	42	2	無	水稲 野菜	9.0 0.3	水稲 野菜	7.2 0.7	○			○			
認農	齊藤 常治	71	1	無	水稲 野菜	3.7 0.6	水稲 野菜	3.7 0.6	○			○			
認農	酒井 清喜 清三	75 42	3	有	水稲 飼料作物	6.3 4.5	水稲 飼料作物	7.3 4.5	○			○			
認農	大和田 昭雄	54	3	無	水稲 野菜	4.2 2.3	水稲 野菜	4.2 2.3	○			○			
認農	富永 幸雄	69	3	有	水稲	2.0	水稲	4.8	○			○			
認農	小針 一之	67	3	有	水稲 野菜	4.2 2.6	水稲 野菜	4.2 2.6	○			○			
認農	加藤 善一	57	1	無	水稲 飼料作物	2.7 0.8	水稲 飼料作物	4.0 0.8	○			○			
認農	野崎 久	74	2	有	水稲 野菜	2.9 0.1	水稲 野菜	2.9 0.1	○			○			

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認識」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認識」と記載します。
- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認識：氏名」を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取組むとすることを合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

松倉地域保全会地域資源保全管理構想
(令和2年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	8,587	a
畑	3,000	a
草地		a
計)	11,587	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	10.90	km	
b) パイプライン		km	
附帯施設(大型集水枘、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	19.00	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池	5.0	箇所	

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	3	回	(4月、6月、11月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(2月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(5月、6月、7月、9月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	2	回	(6月、9月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	2	回	(6月、9月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り(堤体、管理用道路等)	毎年	2	回	(6月、9月)
・ため池の泥上げ				点検結果応じて実施時期を決定
・ため池附帯施設の保守管理				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

ア) 揚水ポンプ(新池)	
毎年4月に試運転、調整等の保守点検を行う。	

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 （ 担 手 以 外 ）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （ ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	■		
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・配水操作（揚水ポンプの開閉運転操作、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■	■			
・ため池の泥上げ	■	■		■	
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			

③その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・暴風ネットの適正管理					
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

（２）農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

平鉢地域保全会地域資源保全管理構想
(平成31年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	2,642	a
畑	2,253	a
草地		a
計)	4,895	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	4.80	km	
b) パイプライン		km	
附帯施設(大型集水枡、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	3.50	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池			箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(10月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	4	回	(6月から9月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理（農道の路面維持）	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り（堤体。管理用道路等）	毎年	回	（〇月、〇月、〇月）
・ため池の泥上げ	点検結果応じて実施時期を決定		
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果応じて実施内容、時期を決定		
（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）			

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 （ 以 外 ）	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （ ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■				
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■		
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）					
・ため池の泥上げ					
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）					
・異常気象時の見回り					
・応急措置					
③その他施設について行う活動					

・鳥獣害防護柵の適正管理						
・防風林の枝払い						
・暴風ネットの適正管理						
・その他（地域内農業用特定施設）						

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

（２）農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。